

宮古島市立保育所・幼稚園の認定こども園移行
等に向けた基本計画



令和5年3月
宮古島市・宮古島市教育委員会

～目次～

第1章	はじめに.....	1
1.	我が国の子どもを取りまく動向.....	1
2.	宮古島の幼児教育について.....	1
3.	認定こども園制度.....	2
(1)	認定こども園.....	2
(2)	認定こども園の種類.....	2
(3)	認定こども園の移行状況.....	3
第2章	計画策定の概要.....	4
1.	計画策定の趣旨.....	4
2.	計画の位置付けと関連計画等との関係.....	4
3.	計画策定に向けて.....	5
(1)	就学前児童数の推移と将来推計.....	5
(2)	市の教育・保育の現状と課題.....	5
(3)	保護者アンケート及び園長等との意見交換.....	5
(4)	宮古島市子ども・子育て会議.....	5
(5)	宮古島市教育委員会（定例会）.....	5
(6)	宮古島市幼保事務一元化等推進会議及び作業部会.....	5
第3章	就学前教育・保育の現状.....	6
1.	就学前児童数の推移と将来推計.....	6
(1)	就学前児童数の推計.....	6
(2)	地域別人口（0～5歳児）の推計.....	7
(3)	保育所・幼稚園の利用状況.....	8
2.	市の保育・教育の現状と課題.....	9
(1)	幼稚園.....	9
(2)	保育施設.....	13
(3)	人員体制.....	17
第4章	認定こども園への移行計画.....	19
1.	基本方針.....	19
2.	移行計画.....	19
(1)	既存公立幼稚園を利用し認定こども園へ移行（統廃合及び一部保育所と統合）.....	19
(2)	施設規模及び周辺私立保育所の受け入れ状況に応じた認定こども園への移行.....	19
(3)	民営化の推進.....	19
(4)	保育士等の集約化・育成及び質の向上.....	20
(5)	校区.....	20
(6)	4月1日からの受け入れおよび一時預かりの実施.....	20
(7)	関連事務の一元化.....	20

(8) 既存公立幼稚園の跡地.....	20
3. 大まかな移行スケジュールについて.....	21
第5章 計画を円滑に推進するための方策.....	23
1. 保・幼・こ・小の連携について.....	23
2. 市民への周知・広報について.....	23
3. 役割分担の明確化.....	23
参考資料.....	24
保育所、幼稚園、認定こども園の基本的な違い.....	25
【全体図】就学前児童数（0～5歳児）分布マップ.....	26
【市街地】就学前児童数（0～5歳児）分布マップ.....	27
教育・保育提供区域.....	28
認定こども園の種類.....	29
用語解説.....	31

第1章 はじめに

1. 我が国の子どもを取りまく動向

全国的に少子化が進んでいる中で、核家族化や共働き世帯の増加等により、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

既存の幼稚園や保育所だけでなく、保護者の就労形態等に関わらず子どもが就学前教育・保育の機会を得ることができる教育と保育が一体化した施設を加えることにより、保護者の選択肢を広げ、多様化する保育ニーズに対応し、子どもを安心して生み育てられる環境づくりとして「幼保一元化」が求められています。

国においては、平成15(2003)年に「次世代育成支援対策推進法」、平成24(2012)年8月に「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「関係法律の整備法」）の総称。以下「関連3法」というのを制定し、関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27(2015)年度にスタートしました。

新制度では、就学前教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等が図られ、「質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供」を目的に、保護者の就労状況等によらず、柔軟に子どもを受け入れられる「認定こども園」の普及を推進しています。

2. 宮古島市の幼児教育について

幼児教育については、社会状況の変化等により生活体験、自然体験など直接体験の不足が課題となっております。また、今後予想される変化の激しい社会を生き抜く力の育成のため、幼児期から児童期への子どもの発達や学びの連続性を保障し、教育の質を高めていくことが求められており、接続期のカリキュラムの作成、幼児教育施設及び小学校との交流等の充実に向け、積極的に取り組んでいくことが重要です。

本市では、令和2年度から教育部に幼小接続アドバイザーを配置し、円滑な幼小接続に向けて、連携体制の構築を図って参りました。また、令和4年度には幼児教育推進ロードマップを作成し、令和4年度を推進期、令和5年度を充実期、令和6年度を自立期として取り組んでいるところです。さらに令和4年度から配置された福祉部のアドバイザーと連携を図り、教育・保育の充実に向けて取り組んでおります。

また、宮古島市においては、0歳～18歳までの『学びの連続性』を保障し、一人一人が輝く宮古人（ミャークビトゥ）の育成に向けて『めざす子どものすがた』に次の4つを掲げております。

- ◇命どう宝＝身を守る力、自他を大切にす力
- ◇アララガマ＝粘り強い力、忍耐力
- ◇ユイマール＝共に助け合う力、協働する力、共生する力
- ◇博愛の心＝異質な他者を認める力、多様性を受け入れる力

その基礎を培う幼児教育・保育を今後も充実させ、未来を担う子どもたちが笑顔で過ごせるよう、更なる連携体制の構築・円滑な接続に向けて取り組んでいきたいと考えております。

3. 認定こども園制度

(1) 認定こども園

認定こども園とは、幼稚園と保育所の良いところを生かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設であり、次の2つの機能を備えているものになります。

- ① 保護者が働いている、働いていないにかかわらず就学前の子どもを受け入れ、幼児教育・保育を一体的に行う機能。
- ② すべての子育て家庭を対象に、子育てに関する相談活動や親子の集いの場の提供等を行う機能。

認定こども園制度の推進により

◇保護者の就労の有無にかかわらず施設の利用が可能となる。

◇集団活動・異年齢交流に大切な子どもの集団を保ち、すこやかな育ちを支援することができる。

◇育児不安の大きい専業主婦家庭への支援を含む地域子育て支援が充実する。

等の効果が期待されています。

(2) 認定こども園の種類

認定こども園は、機能別に4つの種類に分かれています。

幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方をあわせもつ単一の施設としての機能を果たすタイプ。
幼稚園型	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど保育所的機能を備えて認定こども園として機能を果たすタイプ。
保育所型	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもを受け入れるなど幼稚園的な機能を備えることで認定こども園として機能を果たすタイプ。
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園としての必要な機能が追加されたタイプ。

※設置者や職員要件、園長資格等についてはP29. P30を参照

(3) 認定こども園の移行状況

令和4年10月に内閣府が公表した資料によると、令和4年4月1日現在、全国の認定こども園数は9,209か所で、令和3年度中に認定こども園へ移行した施設は、幼稚園から161か所、認可保育所から436か所、その他の保育施設から10か所で、新規に開園したものが53か所となっており、全国的に認定こども園の移行は進んでいる状況にあります。

■認定こども園の移行状況

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
全国	1,360	2,836	4,001	5,081	6,160	7,208	8,016	8,585	9,029
沖縄県	2	5	20	37	79	129	156	168	195
宮古島市	0	1	1	1	3	4	4	4	5

※資料：内閣府、子ども未来課（各年4月1日現在）

※複数の施設が合併して1つの認定こども園になった場合等があるため、移行数と増加数は一致しない。

■認定こども園数

	園数	公私の内訳		類型別の内訳			
		公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
全国	9,029	1,413	7,796	6,471	1,307	1,347	84
沖縄	195	45	150	141	9	45	0
宮古島市	5	3	2	5	0	0	0

※資料：内閣府、子ども未来課（令和4年4月1日現在）

第2章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

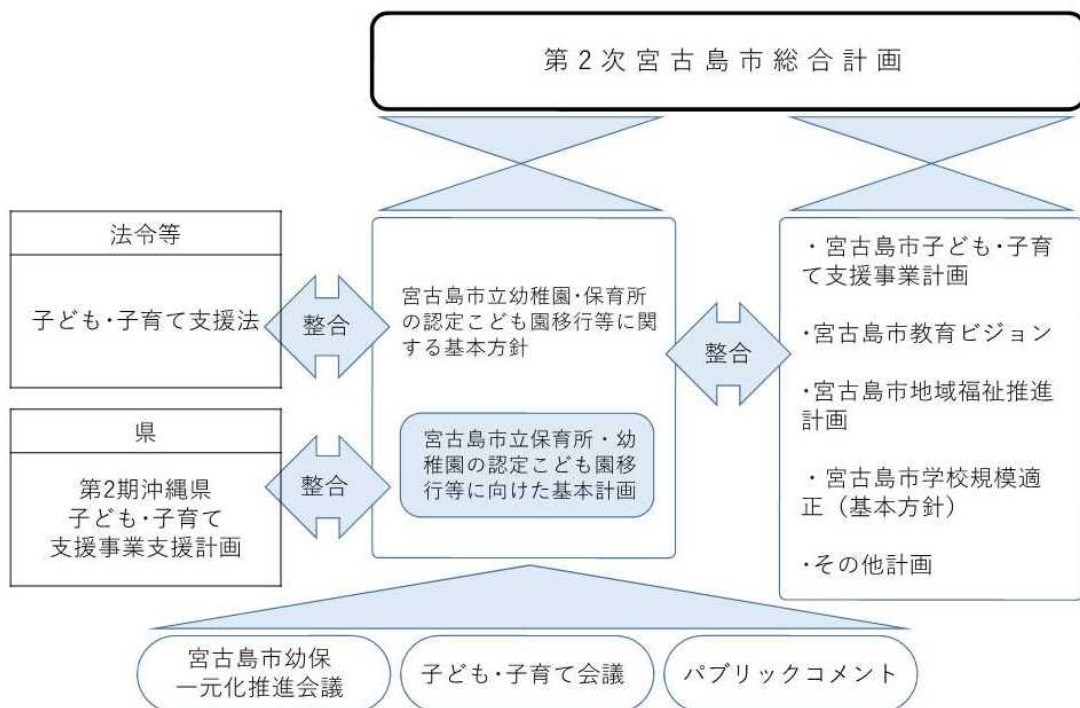
本市では、「待機児童の解消」や「質の高い幼児期の保育・教育の整備」、「保育士・幼稚園教諭の人材確保及び育成」等を効率的に推進するため、平成29年8月に教育・保育の在り方と方向性を示す「宮古島市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する基本方針」を策定し、幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を一体的に提供できる「認定こども園」への移行に取り組んできました。

同方針では、宮古島市子ども・子育て支援事業計画で設定した「教育・保育の提供区域」ごとに1箇所は、認定こども園を設置していくこととされており、これまでに、平成30年度に上野区域と下区域、平成31年度に伊良部区域に認定こども園を設置してまいりました。

その他平良北区域、平良南区域、城辺区域については、小中学校の統廃合や入所児童の推移、施設の耐用年数等を考慮しながら、令和3年度以降を目処に認定こども園への移行を進めるとされていることから、これを具体化するため、「宮古島市立保育所・幼稚園の認定こども園移行等に向けた基本計画」を策定します。

2. 計画の位置付けと関連計画等との関係

本計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「第2次宮古島市総合計画（後期計画）」や「第2期宮古島市子ども・子育て支援事業計画」、「宮古島市教育ビジョン（教育基本計画）」、「宮古島市地域福祉推進計画」等と整合を図るものとします。



3. 計画策定に向けて

(1) 就学前児童数の推移と将来推計

就学前教育・保育の今後のあり方と方向性を示す前提として、市全体及び区域別で就学前児童数の推移と将来推計について把握・整理を行いました。

(2) 市の教育・保育の現状と課題

幼稚園や保育施設等の整備状況や利用状況に関するデータ等により、本市の就学前教育・保育の現状把握を行い、認定こども園への移行に向けた課題を整理しました。

(3) 保護者アンケート及び園長等との意見交換

認定こども園の移行について、保護者アンケートの実施や公立幼稚園園長、民間保育施設長と意見交換等を行いました。

(4) 宮古島市子ども・子育て会議

教育・保育関係者や子育て支援団体、保護者代表等で構成される「宮古島市子ども・子育て会議」において、認定こども園の移行について検討・協議を行いました。

(5) 宮古島市教育委員会（定例会）

認定こども園は、幼児教育と保育を一体的に提供できる施設であり、小学校との円滑な接続や質の高い幼児教育と保育を確保するため、教育委員会との適切な連携が重要となることから、「宮古島市教育委員会（定例会）」にて情報共有および意見の聴取を行いました。

(6) 宮古島市幼保事務一元化等推進会議及び作業部会

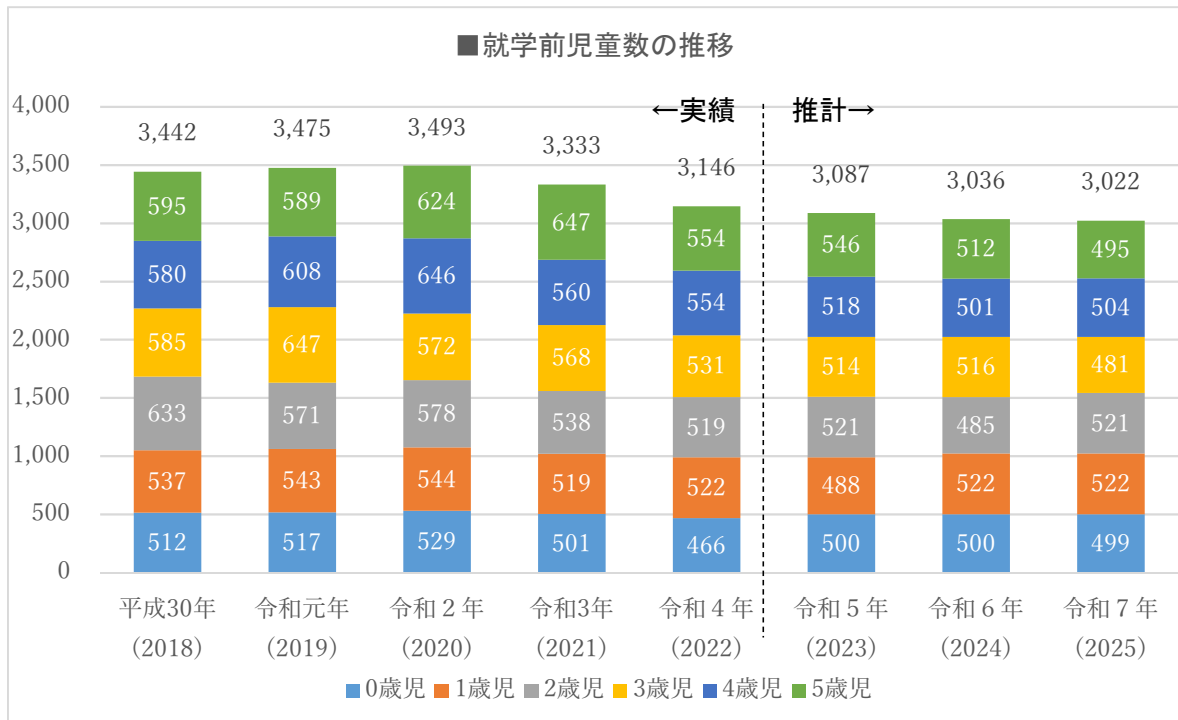
庁内部長級で構成される「宮古島市幼保事務一元化等推進会議」および課長・係長で構成される「宮古島市幼保一元化等推進作業部会」にて、認定こども園の移行に関する全般について、市教育・保育の現状と課題、保護者ニーズ等を踏まえ、検討・協議を行いました。

第3章 就学前教育・保育の現状

1. 就学前児童数の推移と将来推計

(1) 就学前児童数の推計

- 本市の就学前児童数（0～5歳児）は、令和4年で3,146人となっており、平成30年の3,442人に比べ296人の減少となっています。
- 年齢別で見ると、2歳児が最も多く減少しており、令和4年では519人と平成30年の633人から114人の減少となっています。
- 今後も就学前児童数は減少傾向が続く予測となっており、令和7年には3,022人になると見込まれています。

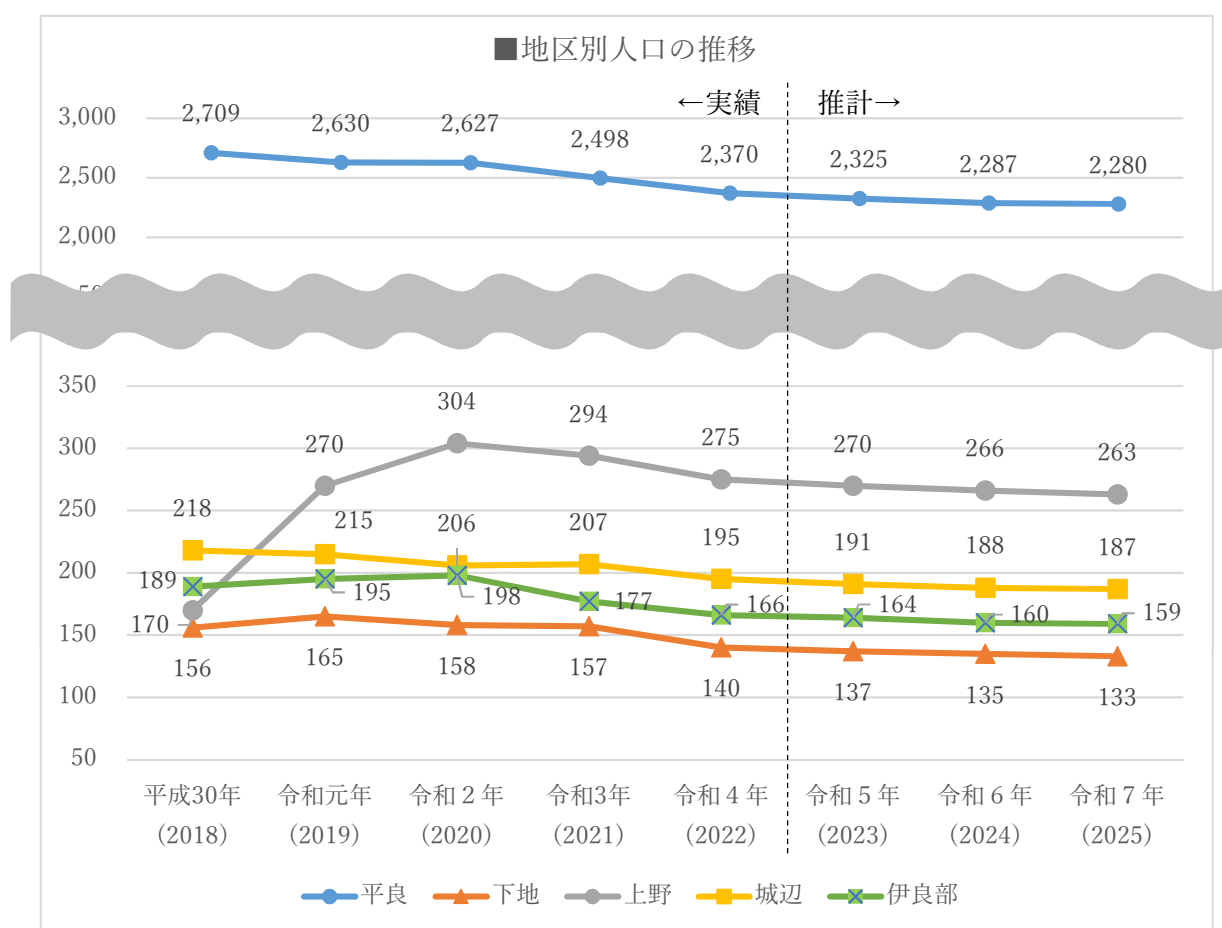


※資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※令和5年以降については、市の住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法にて算出

(2) 地域別人口（0～5歳児）の推計

- 令和4年の就学前児童数を区域別で見ると、平良区域が2,370人と最も多く、市内就学前児童数の約8割を占めております。
- 上野区域は、陸上自衛隊の配備により令和2年まで増加傾向にありましたが、その後減少に転じており、令和4年では275人となっております。
- 下地区域の就学前児童数が最も少なく、平成30年から令和3年まで160人前後を推移していましたが、令和4年では140人となっております。
- 城辺区域は、平成30年から微減が続いており、令和4年で195人と平成30年の218人に比べ、23人の減少となっております。
- 伊良部区域は、令和2年まで微増傾向にありましたが、その後減少に転じており、令和4年で166人となっております。

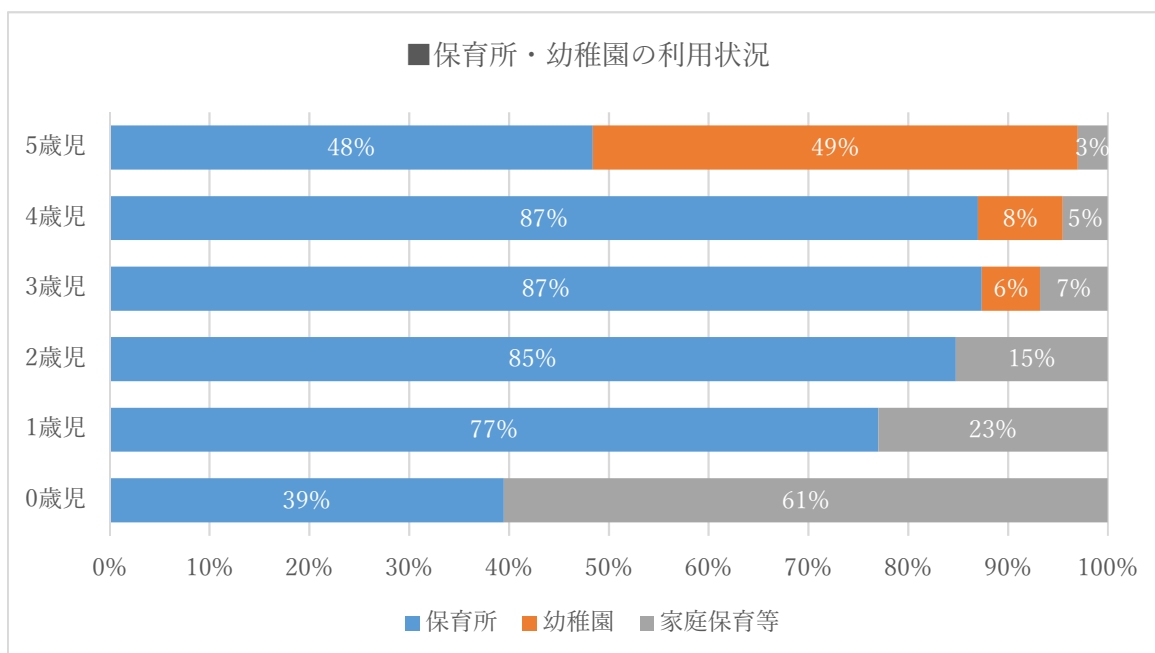


※住民基本台帳（各年4月1日現在）

※令和5年以降については、市の住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法にて算出

(3) 保育所・幼稚園の利用状況

- 令和4年4月現在、本市5歳児の保育所及び幼稚園の利用状況をみると、保育所が48%、幼稚園が49%となっています。
- 平成30年、国において義務教育である小学校への接続に支障が出ないように保育所、幼稚園のどちらにおいても同水準の教育を行うよう保育所の保育指針と幼稚園の教育要領が改正されましたが、小学校入学への準備として、5歳児になると保育所から幼稚園へ転園を希望されるご家庭が多いのが現状です。
- また、幼稚園に入園する理由として「小学校入学前に小学校の雰囲気に触れさせたい」、「これまで利用してきた保育所が5歳児保育を行っていない」等があります。
- 一方、5歳児保育を実施している保育所では、継続して保育所を利用したいというご家庭が増えてきております。



※資料：子ども未来課（令和4年4月1日現在）

※保育所には、公立・私立認可保育所、公立・私立認定こども園、認可外保育所を含む

※幼稚園には、公立・私立幼稚園のどちらも含む

2. 市の保育・教育の現状と課題

(1) 幼稚園

① 幼稚園の整備状況

- 令和4年4月現在、市内幼稚園の整備状況を見ると、公立幼稚園は14か所、私立幼稚園は1か所となっています。(P26、P27 参照)
- 区域別では、平良北区域に3か所、平良南区域に7か所、城辺区域に4か所、伊良部区域に1か所となっています。
- 公立幼稚園の建築年数を見ると、全14園のうち9園が建築後30年を経過しており、老朽化が進んでいます。今後、施設の建替や改修、統廃合など施設のあり方について検討を行う必要があります。

■ 公立幼稚園施設の整備状況

No	区域	園名	構造	建築年月	建築年数	備考
1	平良北	池間幼稚園	RC造	1977年度(昭和52年度)	45	
2		狩俣幼稚園	RC造	1978年度(昭和53年度)	44	小学校校舎を使用
3		西辺幼稚園	RC造	2012年度(平成24年度)	10	
4	平良南	平一幼稚園	RC造	1993年度(平成05年度)	29	
5		北幼稚園	RC造	2009年度(平成21年度)	13	
6		南幼稚園	RC造	1986年度(昭和61年度)	36	
7		東幼稚園	RC造	1989年度(平成01年度)	33	
8		久松幼稚園	RC造	2015年度(平成27年度)	7	
9		鏡原幼稚園	RC造	2015年度(平成27年度)	7	
10	城辺	西城幼稚園	RC造	1983年度(昭和58年度)	39	
11		城辺幼稚園	RC造	1984年度(昭和59年度)	38	
12		福嶺幼稚園	RC造	1992年度(平成04年度)	30	
13		砂川幼稚園	RC造	1984年度(昭和59年度)	38	
14	伊良部	佐良浜幼稚園	RC造	1992年度(平成4年度)	30	

※資料：宮古島市個別施設計画

※市内に整備されている私立幼稚園は「みつば幼稚園」のみ

②公立幼稚園の利用状況

- 令和4年4月現在、利用定員数740人に対し、利用人数が247人と大幅な定員割れが生じており、30人以下の幼稚園が7園で、そのうち4園が10人以下となっています。(池間幼稚園、西辺幼稚園、福嶺幼稚園は、入園希望園児が5人未満のため、宮古島市立幼稚園管理規則第4条に基づき休園中)
- 市内4歳～5歳児に対し、幼稚園の利用人数の割合は22%となっており、年齢別では、4歳児が12人で利用率2%、5歳児が235人で利用率42%となっております。
- 園児数の大幅な減少により、集団生活の中で遊びを通じて生きる力を育み、社会性や人間関係の構築力を育てていくという幼児教育の本来の狙いを達成することが困難な状況となっている園があります。子どもの健やかな成長にとって大切な集団活動や異年齢交流の機会が得られるよう施設規模を検討する必要があります。

■公立幼稚園の利用状況

No	区域	園名	利用定員	利用人数	入所率
1	平良北	池間幼稚園	25	休園	
2		狩俣幼稚園	25	7(2)	28%
3		西辺幼稚園	35	休園	
4	平良南	平一幼稚園	70	42	60%
5		北幼稚園	70	38	54%
6		南幼稚園	105	40	38%
7		東幼稚園	105	39	37%
8		久松幼稚園	70	20	29%
9		鏡原幼稚園	70	23(6)	33%
10	城辺	西城幼稚園	35	8(1)	23%
11		城辺幼稚園	35	7(1)	20%
12		福嶺幼稚園	25	休園	
13		砂川幼稚園	35	8(2)	23%
14	伊良部	佐良浜幼稚園	35	15	43%
計			740	247(12)	33%

※資料：子ども未来課（令和4年4月1日現在）

※利用人数は4歳児と5歳児の合計。()内の数字は4歳児の人数

■公立幼稚園の利用人数の推移

	平成30年 (2018)		令和元年 (2019)		令和2年 (2020)		令和3年 (2021)		令和4年 (2022)	
	利用人数/市内児童数	利用率	利用人数/市内児童数	利用率	利用人数/市内児童数	利用率	利用人数/市内児童数	利用率	利用人数/市内児童数	利用率
4歳児	19/580	3%	26/608	4%	29/646	4%	18/560	3%	12/554	2%
5歳児	342/595	57%	311/589	53%	324/624	52%	329/647	51%	235/554	42%
計	361/1,175	31%	337/1,197	28%	353/1,270	28%	347/1,207	29%	247/1,108	22%

※資料：子ども未来課（各年4月1日現在）

③公立幼稚園預かり保育の推移

- 午後の預かり保育は全園（一部合同含む）で実施しており、令和4年では76%と平成30年の68%に比べ8%上昇しています。
- 男女共同参画社会の進展による共働き世帯・核家族世帯の増加により、預かり保育のニーズはますます高くなると考えられますが、幼稚園では給食を提供しておらず、家庭からお弁当を持参する必要があるため、保護者の負担が大きい状況です。

■公立幼稚園預かり保育の推移

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	教育	預り	教育	預り	教育	預り	教育	預り	教育	預り
池間幼稚園	休園		6	0	5	0	休園		休園	
狩俣幼稚園	6	2	休園		休園		10	9	7	7
西辺幼稚園	12	8	16	11	10	8	14	13	休園	
平一幼稚園	54	36	46	33	54	38	52	38	42	35
北幼稚園	27	20	30	21	35	30	43	33	38	32
南幼稚園	62	51	57	46	55	44	44	33	40	35
東幼稚園	60	45	43	28	55	38	53	37	39	28
久松幼稚園	44	28	53	34	37	23	43	33	20	15
鏡原幼稚園	48	29	41	22	51	29	43	28	23	16
西城幼稚園	6	5	6	0	8	7	8	6	8	6
城辺幼稚園	休園		9	5	11	9	9	7	7	7
砂川幼稚園	11	10	10	5	9	8	7	4	8	7
福嶺幼稚園	休園		休園		休園		休園		休園	
伊良部幼稚園	14	7								
佐良浜幼稚園	17	3	20	5	23	6	21	11	15	0
全体	361	244	337	210	353	240	347	252	247	188
預かりの割合	—	68%	—	62%	—	68%	—	73%	—	76%

※資料：子ども未来課（各年5月1日現在）

※令和元年度、伊良部幼稚園は伊良部保育所と統合し、伊良部認定こども園へ

※城辺区域は、合同で預かり保育を実施

④公立幼稚園に係る経費

- 公立幼稚園に係る経費は、令和3年度で約1億8千万円となっており、令和元年度に比べ、約5千3百万円増加しております。
- 職員人件費や施設管理費など、歳出の大部分を一般財源（市費）で負担していることから、早期の対応が求められます。

■公立幼稚園に係る経費の推移

単位：円

	項目	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	備考
歳入	国・県補助	6,605,775	10,205,784	11,701,638	
	保育料	15,354,920	441,450	5,000	
歳出	職員人件費	129,640,588	161,241,429	165,445,561	給与等
	施設管理費等	16,852,045	20,986,872	23,331,455	光熱水費、修繕等
	合計	146,492,633	182,228,301	188,777,016	
歳入歳出差引		124,531,938	171,581,067	177,700,378	

※令和元年10月から幼稚園保育料は無償化となっています

※各年度の歳入には過年度保育料分も含まれています

(2) 保育施設

① 保育施設等の整備状況

- 令和4年4月現在、市内保育施設の整備状況を見ると、公立認可保育施設は7か所、私立認可保育施設は35か所、認可外保育所施設は5か所となっています。
- 地域別では、平良北区域に1か所、平良南区域に36か所、上野区域に1か所、下地区域に4か所、城辺区域に3か所、伊良部区域に2か所となっています。

■ 認可保育施設の整備状況

No	区域	園名	利用定員	利用人数	受け入れ年齢
1	平良北	(私) ひよどり保育園	60	64	生後2ヶ月～4歳児
2	平良南	(公) 東保育所	105	75	生後3ヶ月～4歳児
3		(私) 花園保育所	59	56	生後6ヶ月～5歳児
4		(私) みつば保育園	70	64	生後3ヶ月～4歳児
5		(私) 聖ヤコブ保育園	75	51	生後3ヶ月～5歳児
6		(私) あげぼの保育園	110	97	生後3ヶ月～4歳児
7		(私) 竹の子保育園	70	73	生後3ヶ月～4歳児
8		(私) カンガルー保育園	90	91	生後3ヶ月～5歳児
9		(私) ふたば保育園	90	97	生後2ヶ月～5歳児
10		(私) ひばり保育園	60	62	生後3ヶ月～4歳児
11		(私) あさひっ子保育園	80	72	生後3ヶ月～5歳児
12		(私) おおぞら南保育園	60	67	生後3ヶ月～5歳児
13		(私) 心愛保育園	100	104	生後3ヶ月～5歳児
14		(私) いけむら保育園	78	83	生後4ヶ月～5歳児
15		(私) 光の園保育園	60	51	生後3ヶ月～4歳児
16		(私) ていだの子保育園	70	62	生後5ヶ月～5歳児
17		(私) 福寿保育園	60	46	生後6ヶ月～5歳児
18		(私) みく保育園	75	60	生後6ヶ月～5歳児
19		(私) キッズハウスたんぼぼ保育園	60	59	生後3ヶ月～5歳児
20		(私) はっぴい保育園	70	56	生後5ヶ月～5歳児
21		(公私) キッズたいよう保育園	80	50	生後3ヶ月～5歳児
22		(公私) 北保育園	76	49	生後3ヶ月～5歳児
23		(私) はなぞのこどもえん	120	101	生後6ヶ月～5歳児
24		(私) クララこども園	70	53	生後3ヶ月～5歳児
25		(私) めぐみ保育園	18	10	生後3ヶ月～2歳児
26		(私) ちゅうりっぷ保育園	19	15	生後3ヶ月～2歳児
27		(私) ゆめの子保育園	19	17	生後3ヶ月～2歳児
28		(私) 保育ルーム下里	19	13	生後6ヶ月～2歳児

No	区域	園名	利用定員	利用人数	受け入れ年齢
29	平良南	(私) クララ保育園	19	15	生後3ヶ月～2歳児
30		(私) とつとこ保育園	19	12	生後3ヶ月～2歳児
31		(私) ぽっぽ保育園	19	13	生後3ヶ月～2歳児
32		(私) COSMIC 保育園	5	5	生後3ヶ月～2歳児
33		(私) 家庭的保育ルームくくる	5	5	生後3ヶ月～2歳児
34	下地	(公) 下地こども園	130	90	生後3ヶ月～5歳児
35		(私) 入江保育園	19	12	生後3ヶ月～2歳児
36		(私) ひまわり家庭保育ルーム	5	4	生後3ヶ月～2歳児
37	上野	(公) 上野こども園	120	97	生後3ヶ月～5歳児
38	城辺	(公) 西城保育所	60	36	生後3ヶ月～5歳児
39		(公) 砂川保育所	45	31	生後3ヶ月～4歳児
40		(公私) 福里保育園	30	23	生後4ヶ月～5歳児
41	伊良部	(公) 佐良浜保育所	50	26	生後3ヶ月～4歳児
42		(公) 伊良部こども園	95	60	生後3ヶ月～5歳児
計			2,524	2,127	

※資料：こども未来課（令和4年4月1日現在）

※利用人数が利用定員数を超えている施設は、弾力的な受入を実施している園となっています

※黄色に色づけられている施設は公立保育施設

②認可保育施設等の利用状況

- 令和4年4月現在、市内認可保育所42施設の利用人数は2,127人となっており、市内0歳～5歳児全体の68%を占めております。
- 年齢別では、0歳児が176人で利用率39%、1歳児が370人で利用率71%、2歳児が415人で利用率81%、3歳児が441人で84%、4歳児が466人で利用率85%、5歳児が259人で利用率47%となっており、4歳児の利用が最も多い状況となっております。
- 就学前児童数の減少に伴い、保育所の利用人数も減少しておりますが、利用率を見ると65%前後を横ばいに推移しております。

■認可保育施設等の利用人数

		施設数	利用 定員	利用人数						
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
特定教育・ 保育施設	公立保育所	4	260	9	22	34	46	48	9	168
	公立認定こども園	3	345	9	18	31	68	49	72	247
	私立保育園	22	1,583	126	59	292	292	323	145	1,437
	私立認定こども園	2	190	5	21	14	35	46	33	154
特定地域型 保育事業	小規模保育事業	7	132	20	40	34				94
	家庭的保育事業	3	15	4	5	5				14
	事業所内保育事業	1	19	3	5	5				13
計		42	2,544	176	370	415	441	466	259	2,127

※資料：こども未来課（令和4年4月1日現在）

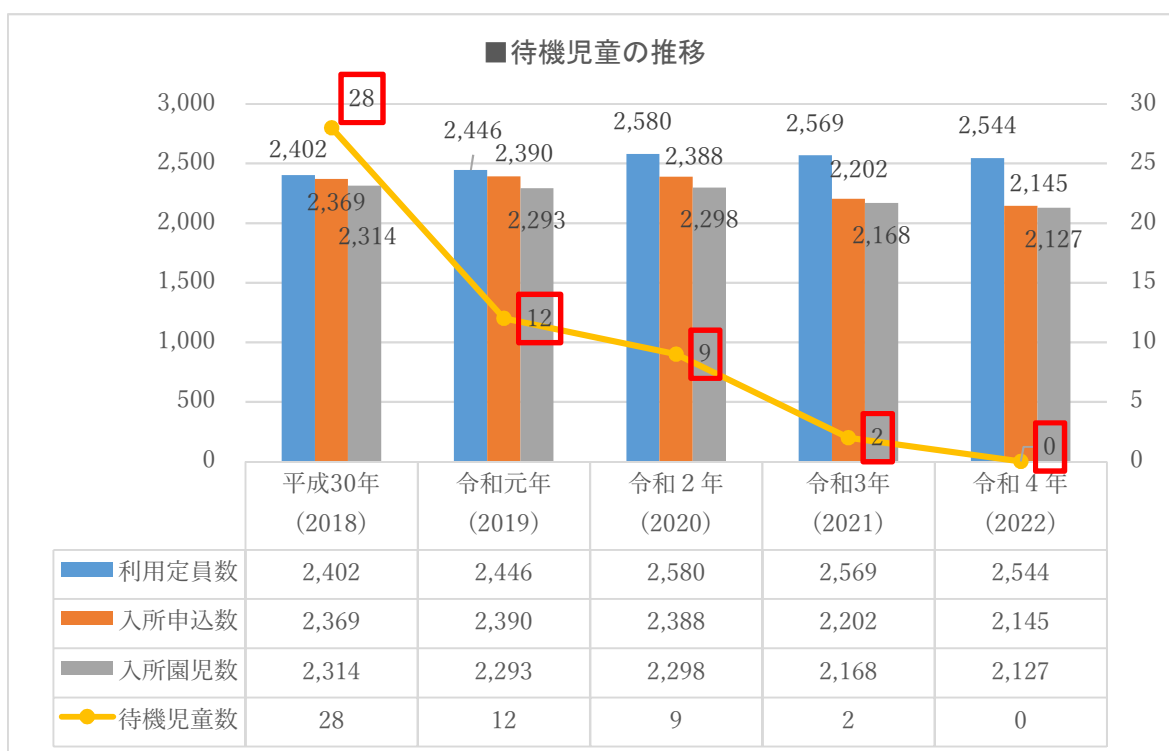
■認可保育施設等の利用人数の推移

	平成30年 (2018)		令和元年 (2019)		令和2年 (2020)		令和3年 (2021)		令和4年 (2022)	
	利用人数/市内児童数	利用率	利用人数/市内児童数	利用率	利用人数/市内児童数	利用率	利用人数/市内児童数	利用率	利用人数/市内児童数	利用率
0歳児	212/512	41%	195/517	38%	206/529	39%	172/501	35%	176/466	39%
1歳児	406/537	76%	396/543	73%	380/544	71%	391/519	75%	370/522	71%
2歳児	494/633	78%	452/571	80%	456/578	79%	416/538	78%	415/519	81%
3歳児	503/585	86%	517/647	81%	477/572	84%	470/568	83%	441/531	84%
4歳児	480/580	83%	495/608	82%	523/646	81%	458/560	82%	466/554	85%
5歳児	219/595	37%	238/589	40%	256/624	41%	261/647	41%	259/554	47%
計	2,314/3,442	67%	2,293/3,475	66%	2,298/3,493	66%	2,168/3,333	65%	2,127/3,146	68%

※資料：こども未来課（各年4月1日現在）

③待機児童数の推移

- 認可保育所の利用定員数と入所申込数を見ると、各年ともに入所申込数は利用定員数を下回っており、保育施設の受け皿は確保されている状況となっています。
- 待機児童数は年々減少しており、平成30年度の28人から令和4年度では0人となっています。
- 令和4年4月現在、入所申込者のうち15人が入所に至っていませんが、これは他に空きがある認可保育所がありながら、定員に達している保育所への入所を希望しているものです。入所可能な保育所がありながら保護者の意向で入所に至っていないケースは、待機児童に含まれません。(潜在的待機児童)



※ 資料：子ども未来課（各年4月1日現在）

※ 「開所時間が保護者の需要に応じている」、「自宅から20～30分未満で登園可能」等、他に利用可能な保育所等がありながら、特定の保育所等を希望し、入所に至っていない場合は待機児童に含まれません。ただし、特定の保育所等を希望することに、特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制が整っていないなどやむを得ない理由がある場合には、待機児童となります。

(3) 人員体制

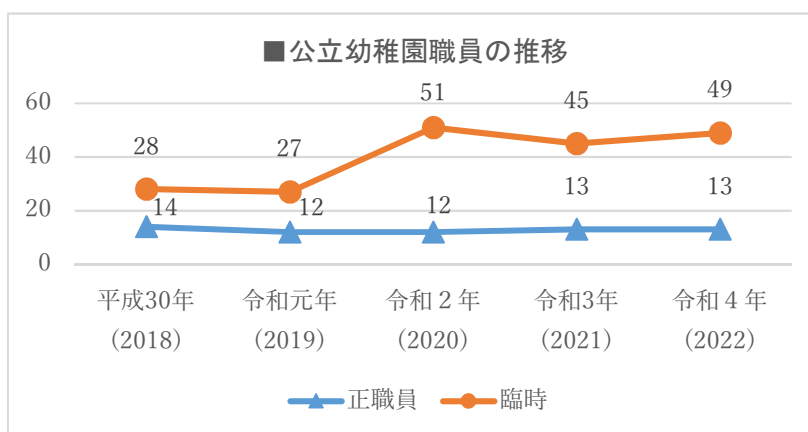
① 公立幼稚園の人員体制

- 公立幼稚園の人員体制について、市内 14 園で正職員が 13 人、会計年度任用職員が 49 人となっています。(西辺幼稚園、池間幼稚園、福嶺幼稚園は休園)
- 会計年度任用職員が 79% を占め、正職員の割合が低い状況となっています。
- 会計年度任用職員の内訳は、教諭補助が 11 人、預かりが 20 人、特別支援員が 18 人となっています。

■ 公立幼稚園人員体制

No	園名	正職員	会計年度任用職員			計
			教諭補助	預かり	特別支援員	
1	平一幼稚園	2	1	3	3	8
2	北幼稚園	1	1	3	4	9
3	南幼稚園	2	1	3	4	10
4	東幼稚園	1	1	3	2	7
5	久松幼稚園	1	1	2	1	5
6	鏡原幼稚園	1	1	2	1	5
7	西辺幼稚園	休園				
8	狩俣幼稚園	1	1	2	0	4
9	池間幼稚園	休園				
10	西城幼稚園	1	1	0	1	3
11	城辺幼稚園	1	1	2	1	5
12	砂川幼稚園	1	1	0	0	2
13	福嶺幼稚園	休園				
14	佐良浜幼稚園	1	1	0	1	3
	計	13	11	20	18	62

※資料：子ども未来課（令和 4 年 4 月 1 日現在）



※資料：子ども未来課、児童家庭課（各年 4 月 1 日現在）

②公立保育所・認定こども園の保育士数

- 公立保育所・認定こども園の保育士数は、市内6か所で、職員が51人、会計年度任用職員が61人となっております。
- 令和4年4月現在、公立保育所・認定こども園では、13人の保育士が不足していますが、確保の目処が立っておりません。今後、限られた保育士で質の高い保育サービスを実施するためには、保育士の集約化が必要です。

■公立保育所・認定こども園人員体制

No	保育所名	職員	会計年度任用職員			計
			保育士	サポート 保育士	短時間 パート	
1	東保育所	9	7	2	3	21
2	西城保育所	7	6	1	2	16
3	佐良浜保育所	6	3	1	2	12
4	下地こども園	10	7	2	4	23
5	上野こども園	11	8	2	3	24
6	伊良部こども園	8	4	2	2	16
	計	51	35	10	16	112

※資料：子ども未来課（令和4年4月1日現在）

※病後児保育、一時預かり、特別支援員、用務員、調理員を除く

※公立砂川保育所については、民間事業者へ委託しているため、表に掲載していません

■公立保育所・認定こども園必要保育士数

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
必要保育士数	8	12	13	4	4	3	44
担当保育士数	4	6	8	4	4	5	31
不足人数	4	6	5	0	0	-2	13

※資料：子ども未来課（令和4年4月1日現在）

※加配保育士、サポート保育士等は含んでいません。

第4章 認定こども園への移行計画

1. 基本方針

子どもの発達と学びの連続性を踏まえた保育と教育の充実を図るとともに、多様な保育ニーズに対応するため、既存公立保育所・幼稚園を認定こども園へ移行し、子育て支援及び健やかな成長を支える教育環境の充実を目指します。

認定こども園への移行にあたっては、宮古島市子ども・子育て計画で設定した「教育・保育の提供区域」ごとに、就学前児童数の推移や既存教育・保育施設の状況、保護者ニーズ等を踏まえ検討を行います。

また、限りある人員及び財源で安定的かつ多様な保育サービスを提供するため、公私連携型認定こども園への移行を推進し、公私一体となった子育て支援に取り組みます。

2. 移行計画

(1) 既存公立幼稚園を利用し認定こども園へ移行（統廃合及び一部保育所と統合）

小学校敷地内に教育・保育施設が設置されていることは、小学校への円滑な移行（小1プロブレムの解消）に非常に高い効果をあげています。

そのため、認定こども園への移行にあたっては、沖縄型幼児教育の構想を踏まえ、既存公立幼稚園を利用した認定こども園への移行を進めます。また、園児が多様な遊びを展開できる広々とした園舎、園庭、豊かな自然環境を視野に入れて進めます。

なお、立地状況が隣接・近隣の公立幼稚園・公立保育所については、統合し、認定こども園へ移行するものとします。

(2) 施設規模及び周辺私立保育所の受け入れ状況に応じた認定こども園への移行

公立保育所・幼稚園は、園ごとに教室数や部屋面積など、施設の整備状況が異なります。認定こども園では、制度上、0歳から5歳児を受け入れることが可能ですが、教室数など、施設の規模によっては4歳児・5歳児のみを受け入れる認定こども園の設置も想定されます。そのため、認定こども園の受け入れ年齢や人数等については、各施設に応じて検討を行います。

また、就学前児童数の減少により、教育・保育施設を適正規模で維持することは公私ともに困難になってくることが予想されるため、周辺私立保育所の受け入れ状況等も踏まえながら検討を行います。

(3) 民営化の推進

限りある人員及び財源で安定的かつ多様な保育サービスを提供するため、公私連携型認定こども園への移行を推進します。

なお、公私連携型認定こども園は、公立施設からの移行園であることを踏まえ、市の方針に基づき運営することとし、公私が一体となった教育・保育の提供を図ります。

(4) 保育士等の集約化・育成及び質の向上

公立施設の統廃合や民間活力の導入により、職員の集約化が図られるため、職員体制を強化した運営を行います。また、子ども達がどの施設に通っていても質の高い教育・保育を受けることができる環境作りや小学校就学前の教育と小学校教育の円滑な接続の取組を充実させるため、ガイドラインの作成を検討します。

(5) 校区

基本的に市内全域からの入園申請は可能ですが、1号認定については、同じ小学校校区の子どもを優先的に受け入れます。また、2号認定については、これまでと同様に市内全域から入園申請を可能とします。

(6) 4月1日からの受け入れおよび一時預かりの実施

現在、1号認定については4月8日からの受け入れとなっていますが、認定こども園への移行に伴い、1号認定についても、2号・3号認定と同様に4月1日からの受け入れを検討します。また、一時預かりの実施についても検討を行います。

(7) 関連事務の一元化

宮古島市子ども未来課、児童家庭課、福祉政策課、障がい福祉課等で分担している関連事務を一元化するとともに、新制度に対応した子育て支援を総合的かつ効率的に推進するため、こども家庭局を設置します。

(8) 既存公立幼稚園の跡地

認定こども園の移行に伴い、使用しなくなった既存公立施設については、「宮古島市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、放課後児童クラブや児童館への活用が可能か検討を行います。

3. 大まかな移行スケジュールについて

宮古島市子ども・子育て支援事業計画で設定した「教育・保育の提供区域」ごとに、次のように進めることとします。

○令和6年度

城辺幼稚園・福嶺幼稚園 ⇒ 近隣保育所・幼稚園と統合

○令和7年度

佐良浜保育所・佐良浜幼稚園 ⇒ 伊良部認定こども園と統合

○令和9年度

池間幼稚園・狩俣幼稚園・西辺幼稚園 ⇒ (仮称)平良北区認定こども園

西城保育所・西城幼稚園 ⇒ (仮称)西城認定こども園

- ※ 移行計画や移行時期については、社会情勢の変化等を踏まえ、随時見直しを行います。
- ※ 原則、既存公立保育所・幼稚園施設を利用し、認定こども園へ移行します。
- ※ その他保育所・幼稚園については、ニーズ調査や入園児童の推移、周辺法人保育所の意向等を踏まえながら、令和9年度以降をめぐり、認定こども園への移行を進めます。

令和5年度からの移行スケジュール

区域	施設名	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
平良北	池間幼稚園	池間幼稚園・狩俣幼稚園・西辺幼稚園を統合し、(仮称)平良北区認定こども園の設置に向けて準備				認定こども園 移行完了
	狩俣幼稚園					
	西辺幼稚園					
平良南	北幼稚園	本市ホームページやSNS等を活用し、認定こども園に関する情報を発信。 又、入園児童の推移や周辺私立保育所の意向調査、保護者アンケートを実施。			受け入れ年齢や人数、民営化等について協議・移行準備	
	東幼稚園					
	東保育所					
	平一幼稚園					
	南幼稚園					
	久松幼稚園					
	鏡原幼稚園					
下地	下地こども園	平成30年度から下地こども園が開園				移行済
上野	上野こども園	平成30年度から上野こども園が開園				
城辺	城辺幼稚園	近隣保育所・幼稚園との統合に向けて準備		近隣保育所・幼稚園と統合		認定こども園 移行完了
	福嶺幼稚園					
	西城保育所	西城保育所と西城幼稚園を統合し、(仮称)西城認定こども園の設置に向けて準備				
	西城幼稚園					
	砂川幼稚園	令和5年4月1日から(私)いけむらこども園が開園				
	砂川保育所					
伊良部	伊良部こども園	令和元年度から伊良部こども園が開園				
	佐良浜幼稚園	伊良部こども園との統合に向けて準備		伊良部こども園と統合		
	佐良浜保育所					

第5章 計画を円滑に推進するための方策

1. 保・幼・こ・小の連携について

市内の保育・教育施設（私立保育所・こども園・幼稚園含む）の連携については、今後一層の強化が必要であり、各園がつながりながら幼児期の保育・教育の充実が図れる環境づくり（体制構築）を推進する必要があります。

また、幼児期から小学校への連続性を踏まえた教育を行うため、幼児教育と小学校教育との円滑な接続がより一層重要となります。

そのため、本市においては、保育・教育現場、行政で組織した「保幼小連携プロジェクト協議会」を立ち上げ、本市のこどもの学びと育ちの連続性を保障しながら、保育・教育の質を高めていくことを目指しています。

また、就学前施設と小学校で編成する「保幼小エリア連絡会」を発足し、保幼小の保育・教育の共有を通して、接続期のカリキュラムの検討等を行っています。

今後、横の連携、縦の連携構築のための体制作りを強化し、幼小接続・連携の充実に向けて取り組みます。

2. 市民への周知・広報について

認定こども園の機能や特徴・利点等について、本市ホームページやSNS等を利用し、市民への周知・広報を行います。

また、地域別の説明会については、基本計画策定後、早い時期に開催し、認定こども園に移行することを伝え、混乱が起きないように配慮します。

3. 役割分担の明確化

本計画を円滑に推進するため、以下のように役割を定めます。

（1）福祉部

- ①本計画の進捗管理や見直し。
- ②保育施設から認定こども園移行に関すること（保護者説明会、職員説明等）
- ③子ども・子育て会議や宮古島市幼保事務一元化等推進会議等の開催
- ④認定こども園の機能や利点に関する周知
- ⑤私立保育所に対し、受け入れ年齢の拡充や公私連携型認定こども園の可能性について意向調査
- ⑥その他保育施設に関すること。

（2）教育部

- ①幼稚園施設から認定こども園移行に関すること（保護者説明会、職員説明等）
- ②保護者ニーズに関すること（保護者アンケートの実施など）
- ③ガイドライン作成に関すること。
- ③その他幼稚園施設に関すること

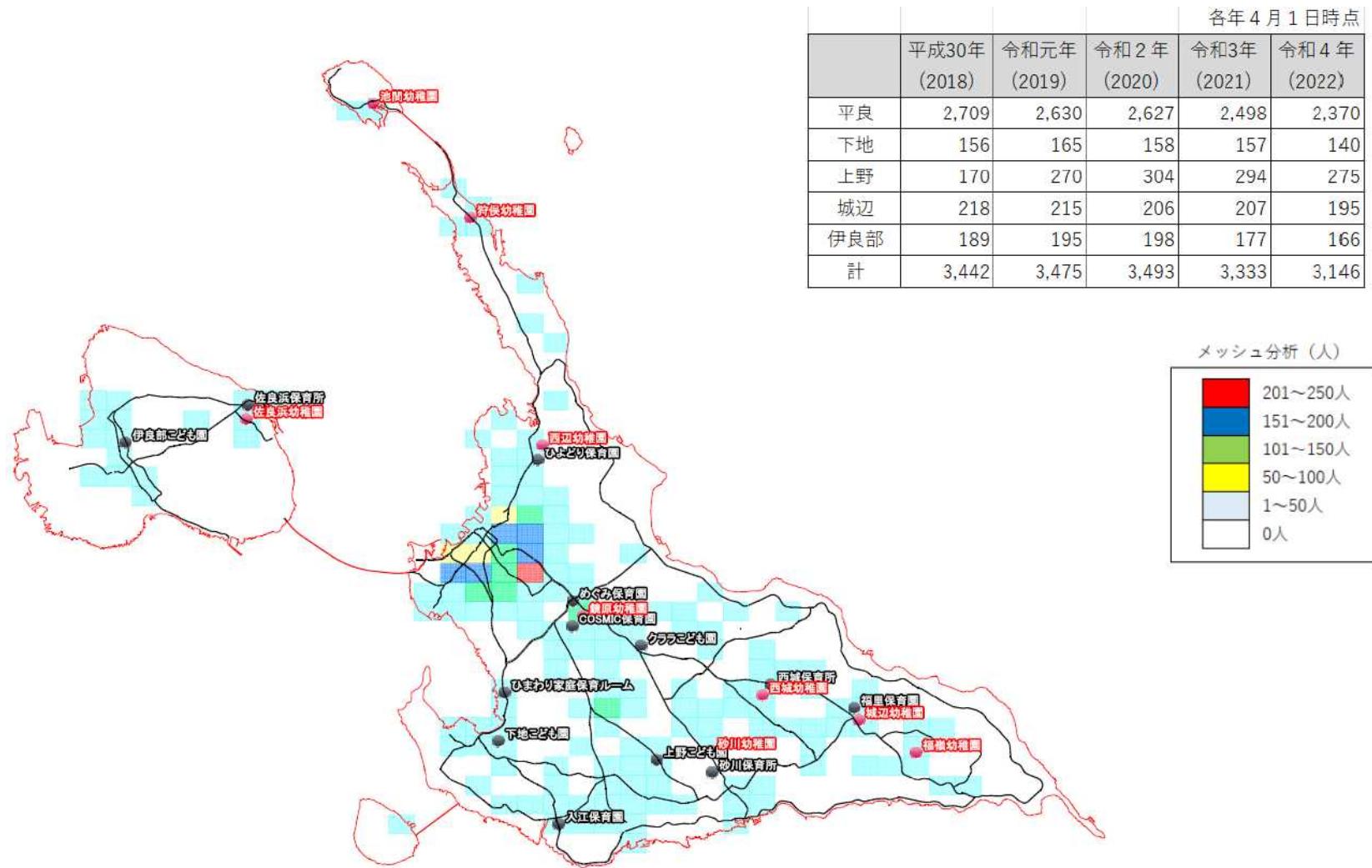
参考資料

- 1 保育所、幼稚園、認定こども園の基本的な違い
- 2 【全体図】就学前児童数（0～5歳児）分布マップ
- 3 【市街地】就学前児童数（0～5歳児）分布マップ
- 4 教育・保育提供区域
- 5 認定こども園の種類
- 6 用語解説

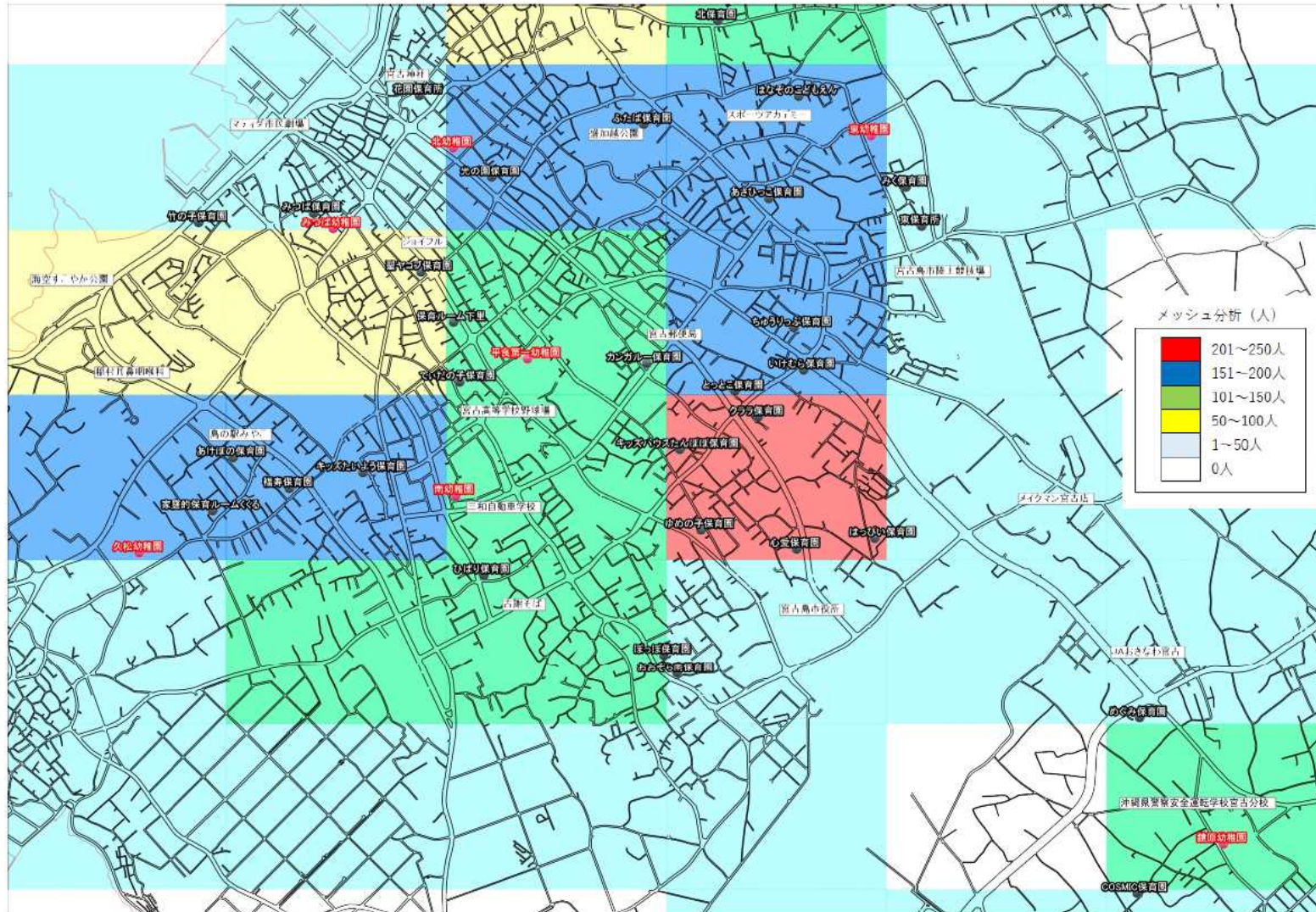
保育所、幼稚園、認定こども園の基本的な違い

	保育所 (主に共働き家庭が利用)	幼稚園 (専業主婦等の家庭が利用)	認定こども園 (専業、共働きどちらでも利用可能)
受入対象	0歳～5歳児 (保護者の就労等、入所要件有)	5歳児のみ (一部の園では、4歳児を受入)	0歳～5歳児 (保護者の就労等、入所要件有)
入所開始日	4月1日	4月7日	1号認定：4月7日 2号・3号認定：4月1日
土曜保育	あり	なし ※預かり保育もなし	1号認定：なし 2号・3号認定：あり
利用時間	7:30～18:30	8:15～12:00 (預かり保育利用者は、18時まで)	1号認定：8:15～13:00 2号・3号認定：7:30～18:30
長期休業	なし	あり(夏休み、冬休み等) ※預かり保育を実施	1号認定：あり(夏休み、冬休み等) 2号・3号認定：なし
給食	あり	なし ※預かり保育を利用する場合、弁当を持参。	あり
教育保育内容	保育所は保育所保育指針、認定こども園は幼保連携型認定こども園教育保育要領、幼稚園は幼稚園教育要領に基づき実施しています。園ごとに特色がありますが、どの園を利用しても同水準の教育が得られるよう内容の共通化が図られています。		

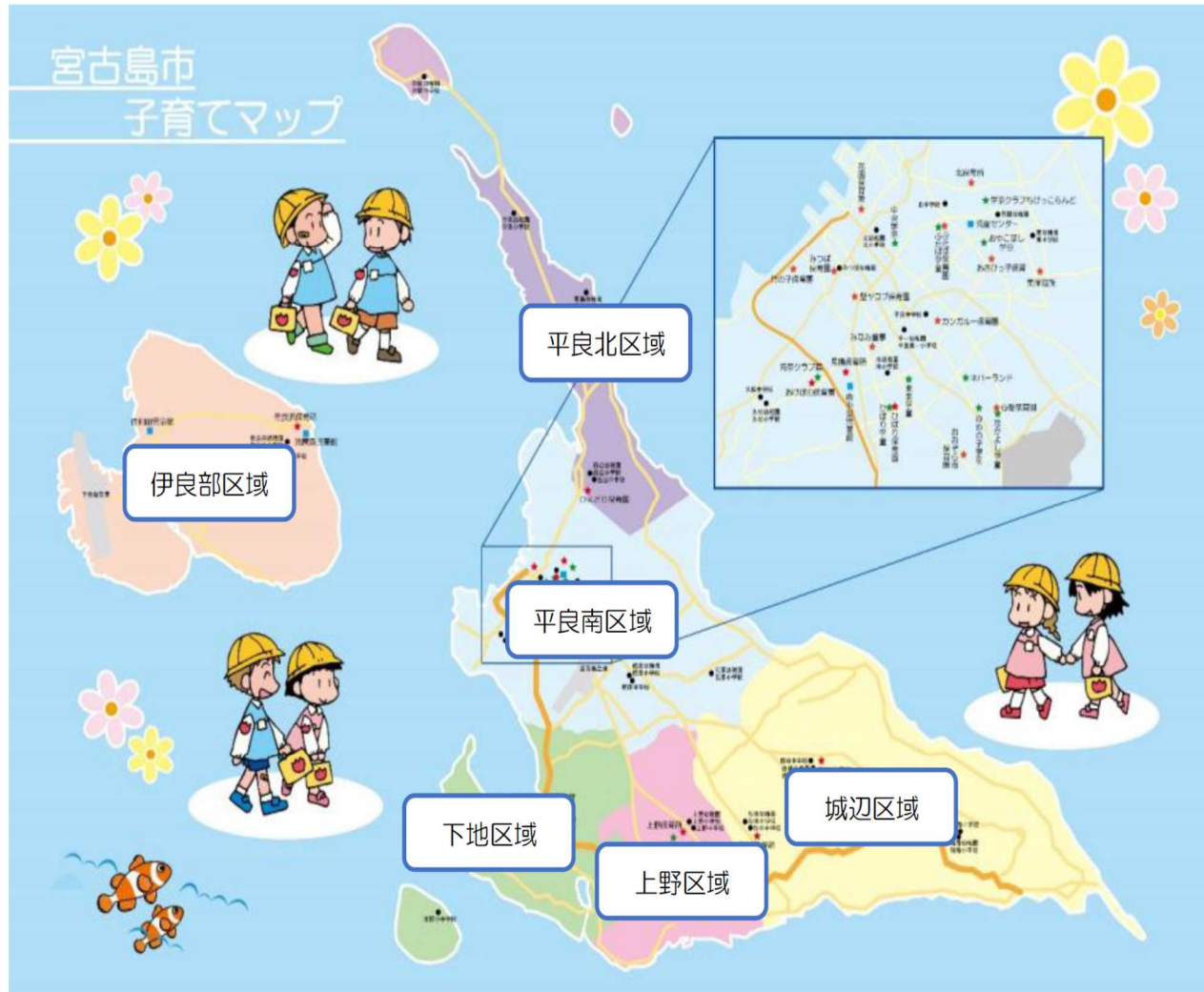
【全体図】就学前児童数（0～5歳児）分布マップ



【市街地】就学前児童数（0～5歳児）分布マップ



教育・保育提供区域



認定こども園の種類

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園＋保育所機能)	児童福祉施設 (保育所＋幼稚園機能)	幼稚園機能＋保育所機能
	幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持つタイプ。 認定こども園として独立しており、教育機関かつ児童福祉施設として文部科学省と厚生労働省から認可を受けている。	既存幼稚園に保育所の機能が追加されたタイプ。 幼稚園としての位置づけは変わらず「幼稚園教育要領」に基づいた教育を行う。	既存保育所に幼稚園の機能が追加されたタイプ。 保育所としての位置づけは変わらず「保育所保育指針」に基づいた保育を行う。	既存の認可外の幼稚園や保育所などに、認定こども園としての機能が追加されたタイプ
設置者	①国、②自治体、③学校法人、 ④社会福祉法人	①国、②自治体、③学校法人	制限なし	制限なし
職員の要件	保育教諭 (幼稚園教諭＋保育士資格)	・満3歳以上→両免許・資格の併用が望ましいが、いずれでも可。 ・満3歳未満→保育士資格が必要。	・満3歳以上→両免許・資格の併用が望ましいが、いずれでも可。 ・満3歳未満→保育士資格が必要。	・満3歳以上→両免許・資格の併用が望ましいが、いずれでも可。 ・満3歳未満→保育士資格が必要。
園長の資格	両免許・資格を有し、5年以上の一定の教育職、児童福祉事業の経験者であることが必要。	教育免許状及び5年の教育職経験、又10年の教育職経験を有することが原則。	特に規定なし	特に規定なし。

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
設備	①職員室（※1） ②乳児室又はほふく室（※2） ③保育室（※3） ④遊戯室（※3） ⑤保健室（※1） ⑥便所 ⑦飲料水用設備 ⑧手洗用設備、足洗用設備 ⑨調理室（※4） ⑨-1 加熱、保存等の調理設備（※4） ⑨-2 調理設備（※4） （※1）養護教諭が置かれていない場合等、体調不良の子ども等の管理上、職員室と保健室を兼ねている方が望ましい場合等特別な事情がある場合は、職員室と保健室の兼用可。 （※2）2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。 （※3）複数の学級が同時に活動すること等を妨げない場合等特別な事情がある場合は、保育室と遊戯室の兼用可。 （※4）3歳以上について、外部搬入により食事を提供する場合は、加熱、保存等の調理設備で可。また、自園調理により食事を提供する人数が20人未満の場合は、必要な調理設備で可。	①保育室又は遊戯室（※1） ②乳児室又はほふく室（※2） ③調理室（※3） ③-1 加熱、保存等の調理設備（※3） ③-2 調理設備（※3） （※1）複数の学級が同時に活動すること等を妨げない場合等特別な事情がある場合は、保育室と遊戯室の兼用可。 （※2）2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。 （※3）3歳以上について、外部搬入により食事を提供する場合は、加熱、保存等の調理設備で可。また、自園調理により食事を提供する人数が20人未満の場合は、必要な調理設備で可。		
認可	沖縄県から認可を受ける必要がある。	沖縄県から幼稚園としての認可と認定こども園としての機能を有する認定の2つの認可を受ける必要がある。	沖縄県から保育所としての認可を受けるとともに、幼稚園機能を有することの認可を受ける必要がある。	

用語解説

No	用語	定義
1	1号認定	親が就労していないため保育の必要性がない3～5歳のこども
2	2号認定	親が共働きのため保育の必要性がある3～5歳のこども
3	3号認定	親が共働きのため保育の必要性がある0～2歳のこども
4	認可保育所	施設の広さや保育士等の職員の数、給食の設備など、国が定めた基準を満たし、市町村に認可を受けた保育施設。認可保育所には、市町村が運営する公立保育所と社会福祉法人など、民間が運営する私立保育所がある。
5	認可外保育所	施設の広さなどの点において、国の基準を満たしておらず、市町村の認可を受けていない保育施設。
6	特定教育・保育施設	施設型給付（施設の運営に係る費用の補助）を受けるために、市町村から「確認」が行われた保育所・認定こども園・幼稚園のことを指す。
7	特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育を行う事業。
8	小規模保育施設	定員が少人数（6～19人）で満3歳未満の子どもを対象にした施設
9	家庭的保育施設	定員が小員数（5人以下）で満3歳未満の子どもを対象にした施設。
10	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、認定こども園、幼稚園等で一時的に預かること。
11	接続期カリキュラム	幼児の発達や学びの連続性を保障するため、幼児期の教育を小学校教育へ円滑につなぐためのカリキュラム。
12	放課後児童クラブ	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
13	小1プロブレム	小学校に入学したばかりの1年生が集団行動をとれない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数ヶ月継続する状況のこと。
14	沖縄型幼児教育	小学校に併設、隣接している公立幼稚園においては、結節点とした保幼小連携体制を構築し、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を推進する構想。

宮古島市立保育所・幼稚園の認定こども園移行等に向けた基本計画

発行：宮古島市 福祉部 子ども未来課
宮古島市 教育委員会 教育総務課
学校教育課

沖縄県宮古島市字西里 1140 番地